

吉野川市企業立地促進条例に 基づく奨励金・補助金のご案内

～吉野川市内に立地された企業への奨励金制度あります～

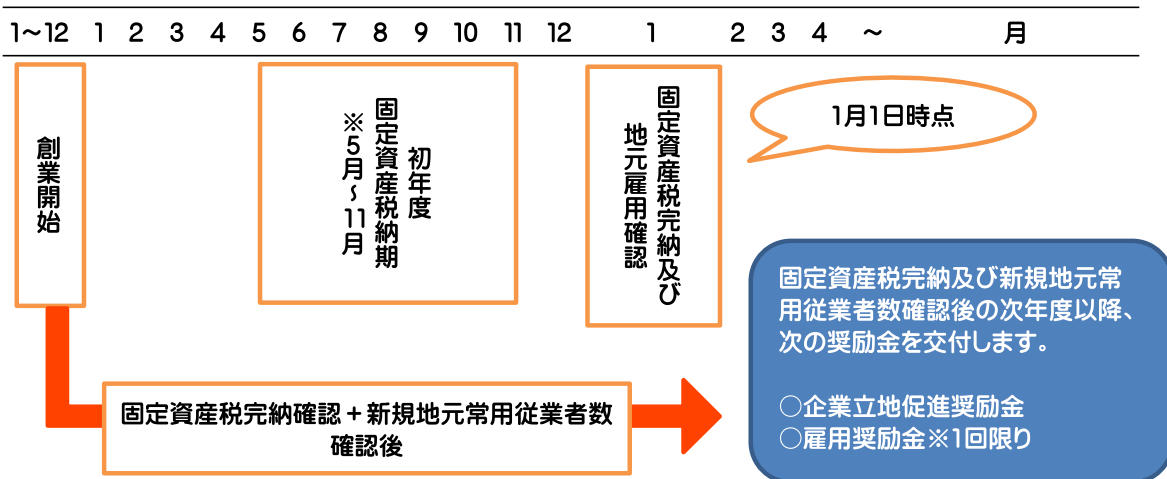
指定要件 ※すべて満たす必要があります※

- ・市内に事業所用地取得（用地取得から3年以内に操業開始すること）
- ・新規地元常用従業者を1年以内に5人以上（中小企業の場合、2人以上）
- ・投資固定資産総額が5,000万円以上（中小企業の場合、3,000万円以上）

◎奨励金・補助金について ※奨励金はどちらか一方のみの交付はできません※

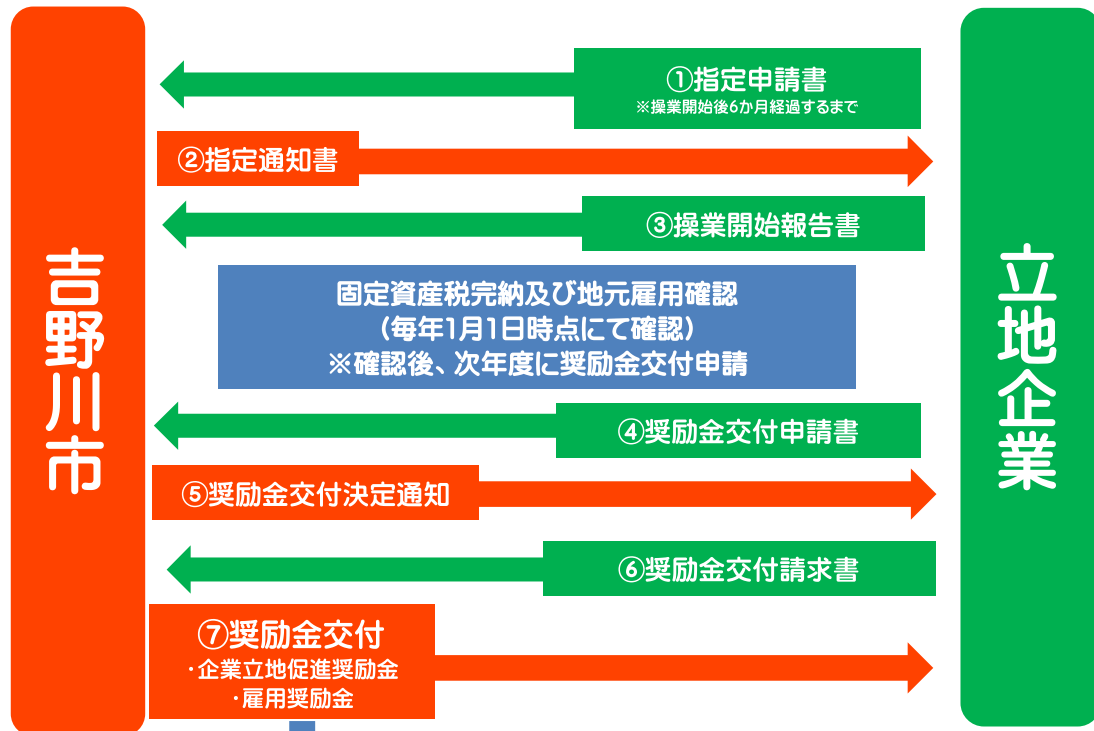
○企業立地促進奨励金		
新設	当該新設に係る固定資産税が賦課されることとなったから1～3年目	当該新設に係る固定資産税相当額
	当該新設に係る固定資産税が賦課されることとなった年度から4・5年目	当該新設に係る固定資産税相当額に2分の1を乗じて得た額
	新設後最初に当該新設に係る法人市民税が賦課されることとなった年度から翌々年度まで	当該新設に係る法人市民税相当額
増設又は移設	増設又は移設後最初に当該増設又は移設に係る固定資産税額が賦課されることとなったから1～3年目	当該増設又は移設に係る固定資産税相当額
○雇用奨励金 ※1回限り		
新規地元常用従業者1人につき50万円を乗じ得た額		
○企業立地促進のための用地取得費補助金（本市に事業所を有しない企業等のみ対象）		
対象経費	企業の立地をするために必要な事業所用地の購入費 購入した事業所用地を用いた企業の立地に付帯して必要となる造成工事費及び既存の建物等の解体工事費 ※地目により対象経費の算定方法有	
補助金額	補助対象経費に10分の3を乗じて得た額とし、1億円を限度とする	

★奨励金交付までの流れ（時期）



奨励金の交付は最短でも操業開始の約1年半後になりますので、あらかじめご了承ください！

★奨励金交付までの流れ(事務手続き)



吉野川市公式キャラクター
ヨッピー・ピッピー

企業立地促進奨励金については最大5年間交付期間があるため、『④奨励金交付申請書～⑦奨励金交付』を毎年固定資産税完納確認後、行います。
※毎年1月1日時点に確認
※雇用奨励金については1回限り

★企業立地促進条例について詳しく知りたい方は本市ホームページをご確認ください★

<http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2014110500013/>



吉野川市HP
(QRコード)



お問い合わせ先

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1

吉野川市 産業経済部 商工観光課

TEL 0883-22-2226 FAX 0883-22-2237

E-mail shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp